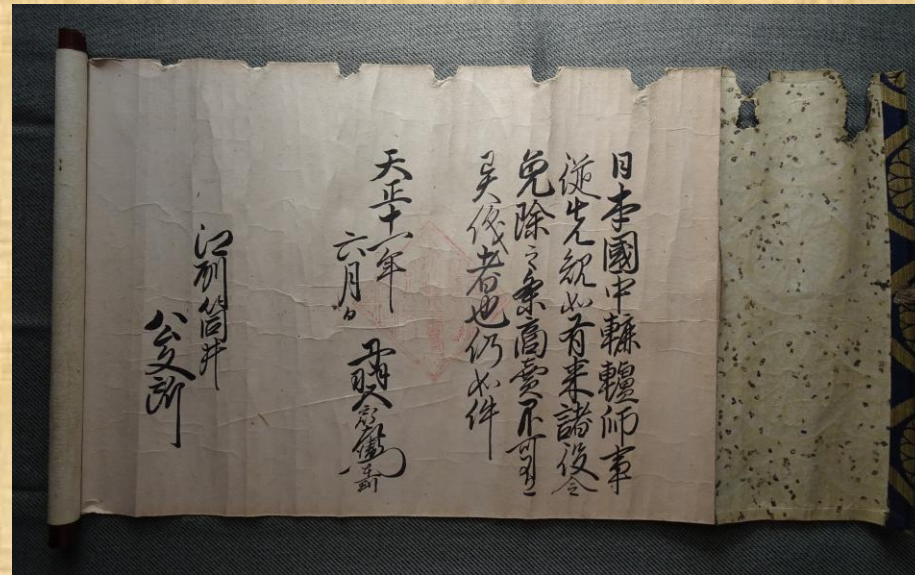


# 木地屋のなりわい

## 古文書から山の生活を読む



歴史文化民俗を学ぶ講座

2026.5.30

フォッサマグナミュージアム

小椋裕樹

# 今日お話しすること・・・

- 1 糸魚川大所の木地屋の歴史を文献でたどりながら  
その生活の様子をさぐる
- 2 木地屋の歴史を語るときに重要な氏子駈（狩）とは何か
- 3 日本の歴史の中で木地屋が担った役割とは何だったのか
- 4 それを世界史的な視点で見ればどうなるか

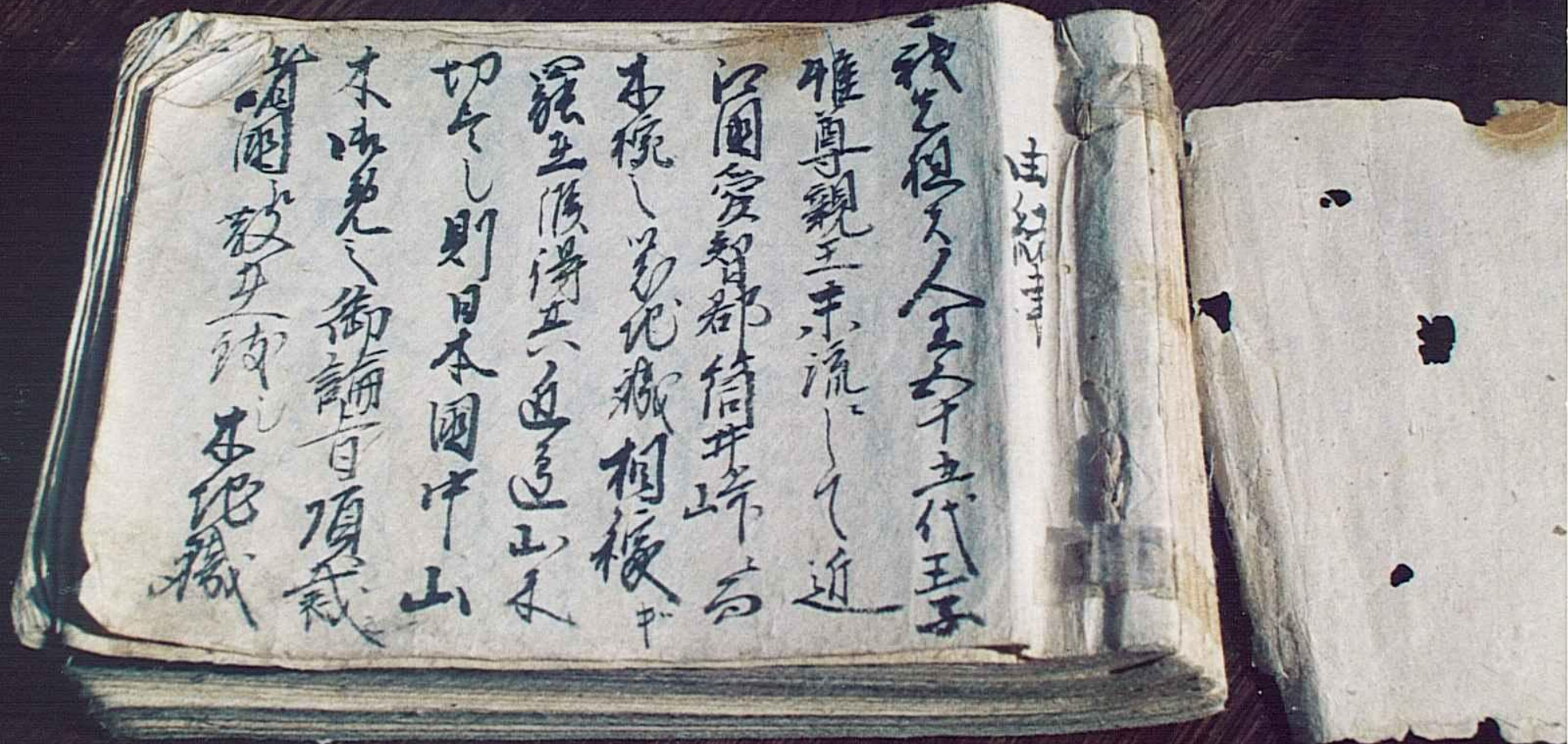
# 1 糸魚川市大所木地屋の歴史

## 大所木地屋の来歴を記した二つの文書

- ・「**万年帳**」の由緒書 嘉永5年(1852)  
(ヤジロ家の小掠儀右衛門が残した記録書)
- ・**小掠滝太郎記録書** 明治29年(1896)  
(マエデ家の小掠滝太郎が書き残した記録書)

大所木地屋の移住史を記した文書は、これ以外にない。  
特に、詳細な足取りを記した「滝太郎記録書」は重要文献。

小掠儀右衛門 万年帳 「由緒書」  
(嘉永五年・1852)



小掠滝太郎

記録書

明治29年

記録書

元来未地師ハ初許院宜ノ職類ニテ諸國山  
 在致シ恐ナク常業相勤ムモナリ其由来ハ  
 抑ミ人王ヲ五代文徳天皇第二ノ宮惟尊  
 親王ト申シ夫ナリハ清和天皇ノ御弟ナリ有  
 謂洛ヲ去リ貞觀元<sup>三</sup>年三月五日白馬ニ乘  
 リ小掠大政大臣實秀<sup>三</sup>郷御供奉ニ飛ビ給  
 ヒテ江州<sup>三</sup>彦智郡<sup>三</sup>安知川ノ上深山ナル若ケ畑  
 村ニ着キ給紫ノ菘ヲ引キ給<sup>三</sup>御所トナシ給  
 山<sup>三</sup>中<sup>三</sup>大木ノ中<sup>三</sup>ナレバ是ヲ以テ様々御工夫アリテ  
 山人ヲ集メテ<sup>三</sup>夜ヲセ山取リヲ致シ<sup>三</sup>轆轤ヲ御考  
 へ<sup>三</sup>被遊<sup>三</sup>則形テ卷軸ニ似タル故コト今ニ至ルニテ

大所  
 小掠滝太郎

之ヲ軸ト号ス夫ヨリ小椋大政居初ノテ亦地ヲ  
挽キテ其謂ニ亦地師ハ小椋ノ性ヲ名乗ルリ  
備ニ親王ハ八幡大菩薩ヲ深ク念シ給ヒ晝夜法  
花經ヲ誦誦シ終リ同セテ四年相月八日ニ筒井  
跡ニ八幡ノ社ヲ建テ給ヒ神主大岩右近ト  
定メ元慶三ニ壬午十月九日崩御ス大皇大明  
神ト奉崇則君ケ畑ニ街社ヲ建神主小椋  
信濃ト相定メ山ホシ茂リ盡シ尚又亦地ニ  
相弘ニリ候ニ此山ニテハ職業宮ニ難ク人皇  
六十一代美平五年是迄凡百五十年程ナリ此時ニ街  
籙首ヲ給ヒリ諸國ハ散社致シ君ケ畑ニ小椋  
信濃筒井大岩右近兩社ニテ日本國中未

地師取リ締リト相定メ國々入山致シ候者  
ナリ時ニ我ガ先租小椋幸九衛門飛騨ノ國ニ  
任リ小椋致助ニ同所ニ任リ貞政四壬午  
酉家共ニ高所ニ来リ二十年住居致シ文化  
九年九月廿五日小谷来馬山ニ行キ幸九衛門  
文化三丑年死ス此時ニ代龍在門ナリ五ケ  
年住居ス時ニ高田善版所田原伐在門ト  
申者御城下ニ接屋ヲ始メタク終テハ水地師  
無クテハ不都合アリトシ我等カヘ来リ依頼  
シテ今十四年高田河川ニ移リ沃村山内  
籠ニ幸ニ行キ致助ハ高所ニ十四年住居  
ニ文化三丑年信品北城青鬼山ニ行キ今十

# 文献によって木地屋の歴史を辿る (その1)・・・来歴

## 万年帳 【資料1の①】

①先祖小椋市左衛門と申者、飛州山内ニ而相稼罷在候。其子儀兵衛、越後国大所村江罷越候而

## 記録書 【資料1の②】

②先祖小椋幸左衛門、飛驒ノ国ニ在リ。小椋彌助モ同所ニ在リ。

「飛州山内にて・・・」 小椋市左衛門

「飛驒ノ国に在り・・・」 小椋幸左衛門  
小椋彌助

三人とも飛驒の国から越後へやって来た  
木地屋だった。

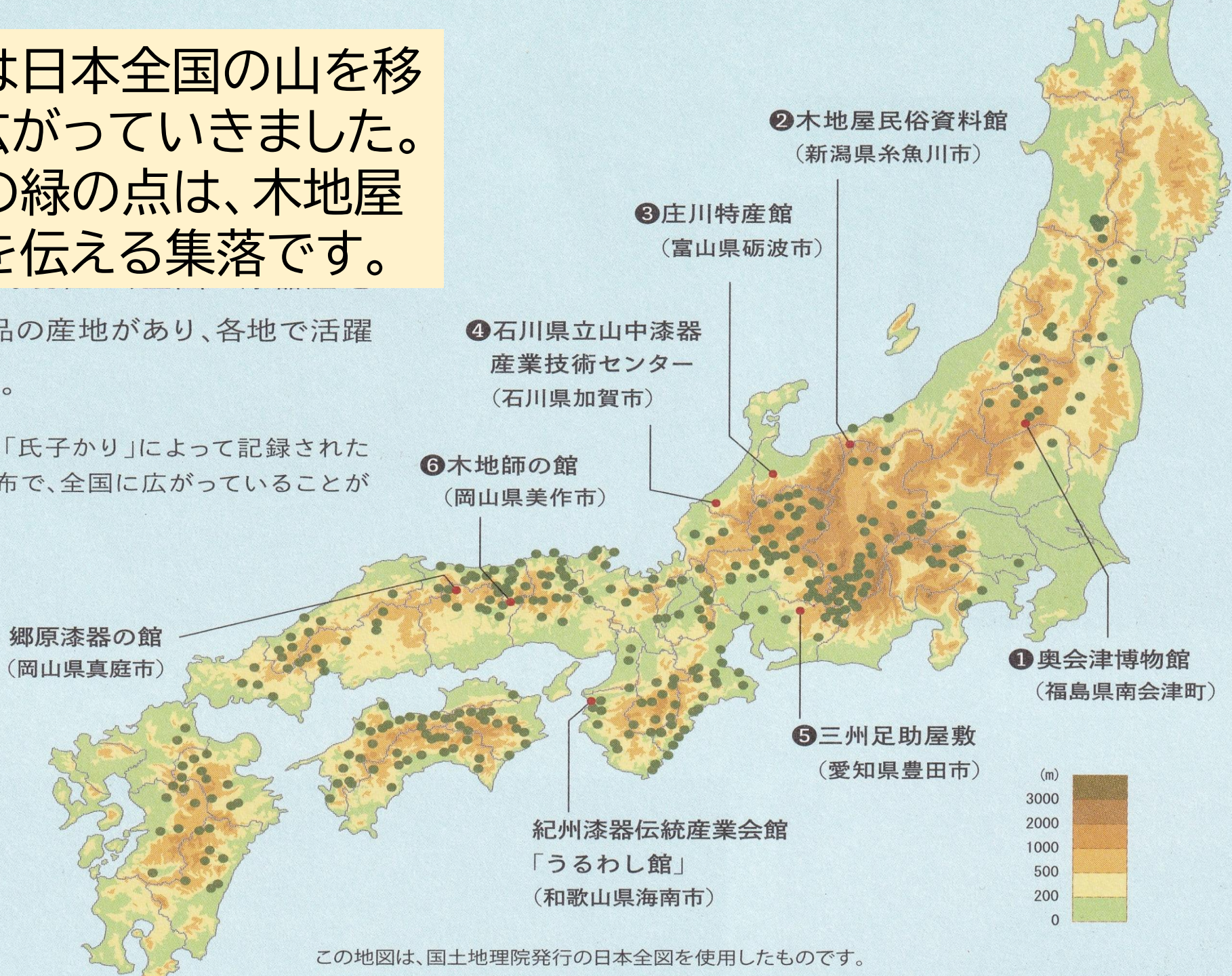


なぜ越後糸魚川だったのか？  
その頃、飛驒はどうだったのか？

木地屋は日本全国の山を移住して広がっていきました。地図上の緑の点は、木地屋の足跡を伝える集落です。

や木工芸品の産地があり、各地で活躍しています。

地図の●は、「氏子かり」によって記録された木地師の分布で、全国に広がっていることが分かります。

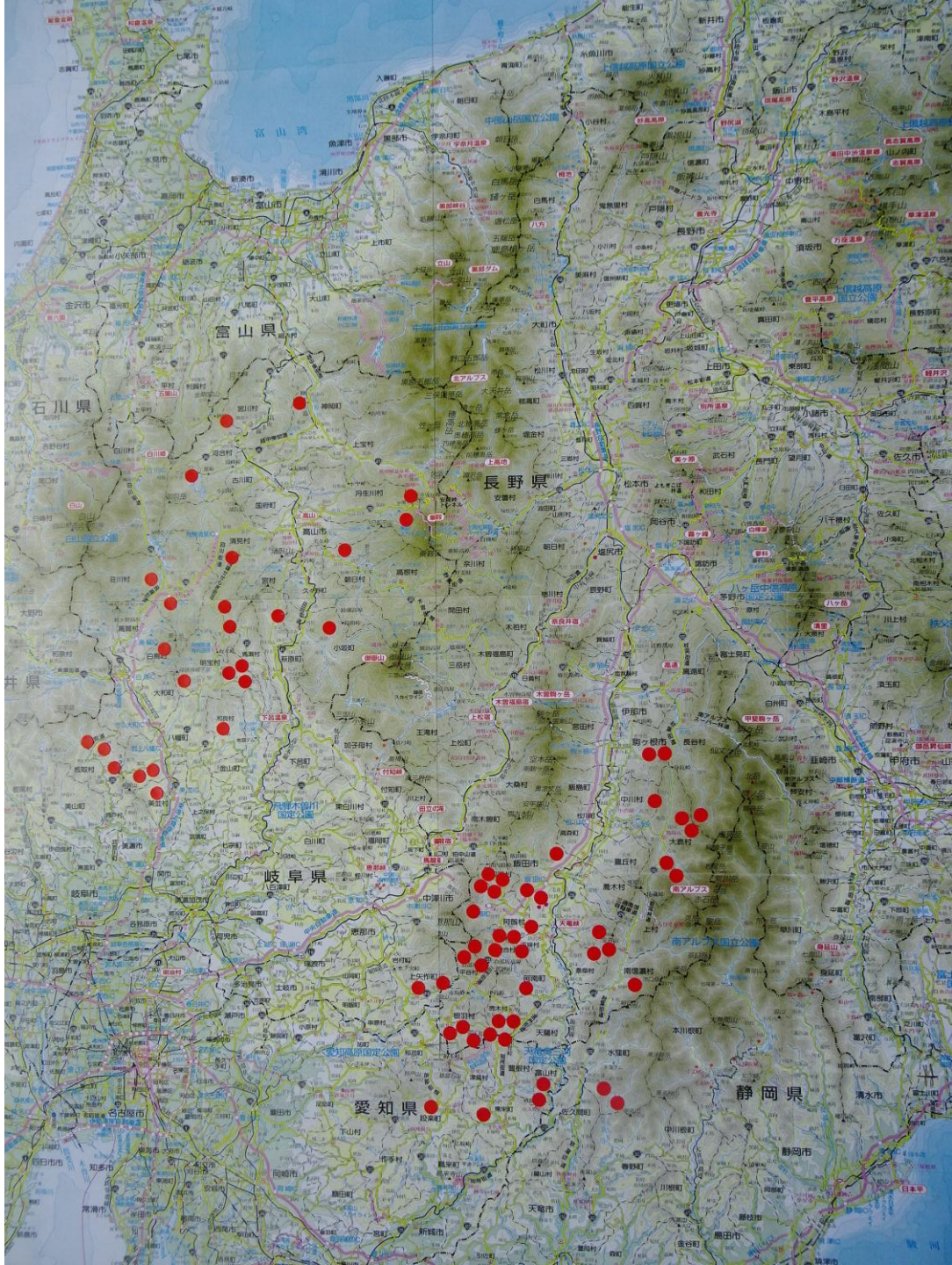


この地図は、国土地理院発行の日本全図を使用したものです。



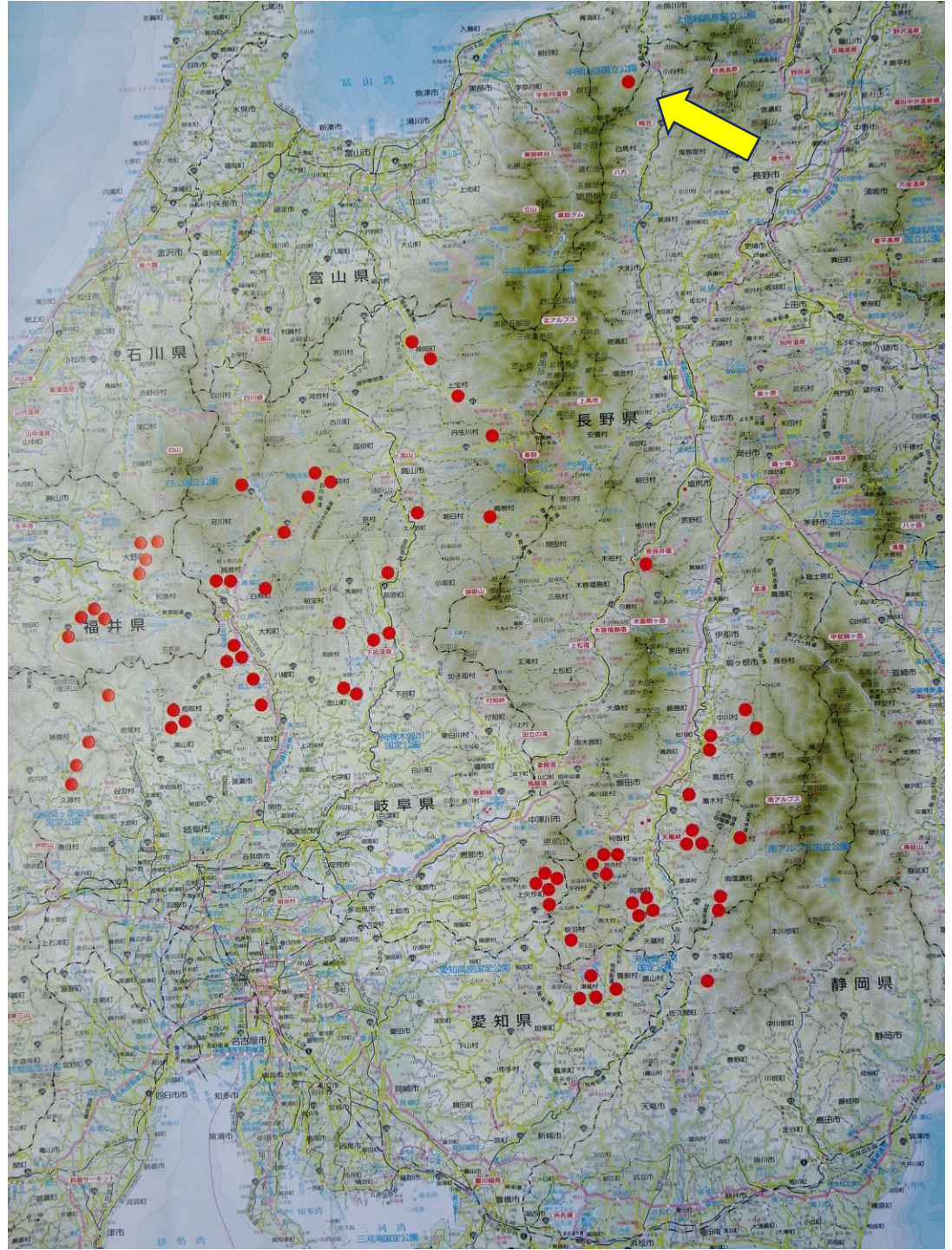
蛭谷 氏子駈帳 第13号

(延享4年 一七四七年)



蛭谷 氏子駈帳 第18号

(寛政5年 一七九三年)



## 江戸時代に木地屋が居た場所が、なぜ分かるのか？

それは、木地屋の足跡を記録した文書「氏子駈帳」が残っているから。

木地屋の歴史は氏子駈帳を抜きには語れない

➡ では、その氏子駈帳とは、何なのか？

# 氏子駈(狩)という制度

- 滋賀県愛知郡永源寺町の山中に二つの拠点があった。

(町村合併で現東近江市)

(木地屋の根元地)

- 二つの支配勢力が競い合って全国の木地屋を支配統制していた

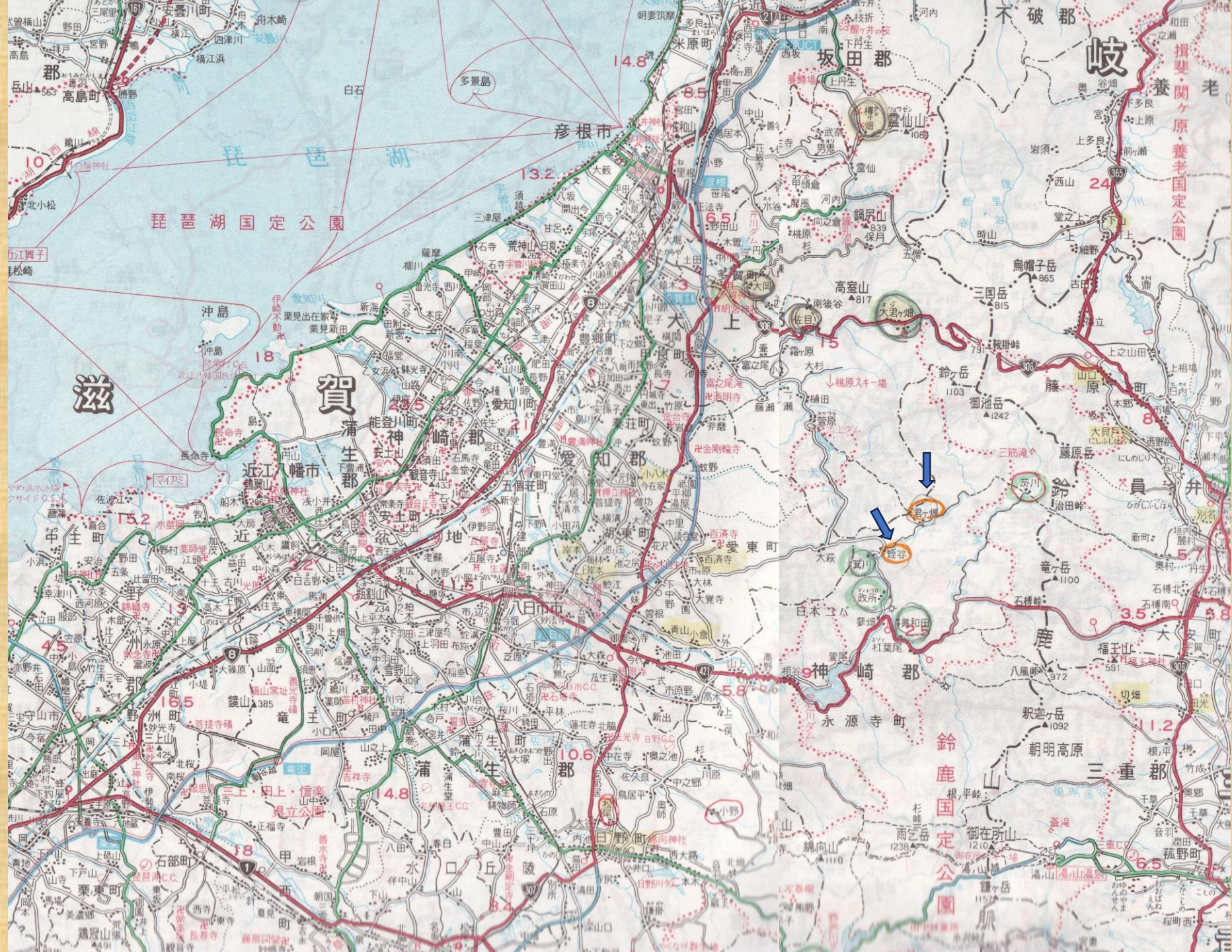
→ その統制のシステムを「氏子駈(狩)」といった

集落名	神社	寺院	支配所
-----	----	----	-----

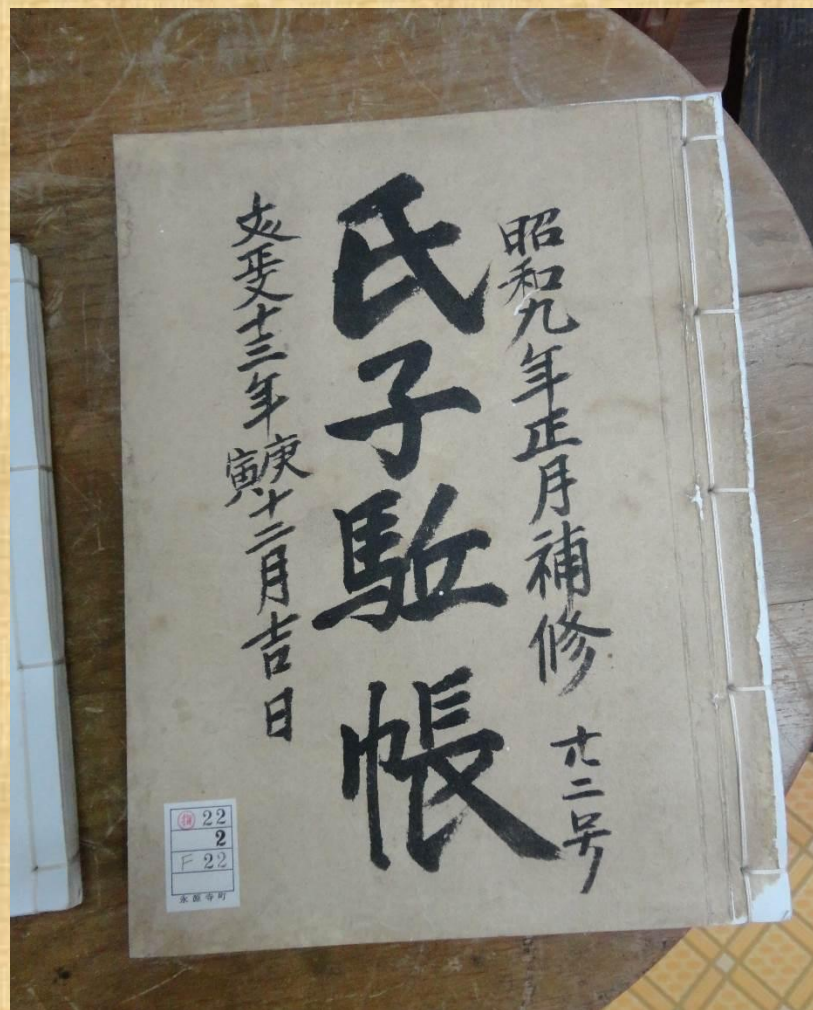
(1) 蛭谷	・筒井神社	・帰雲庵	・筒井公文所
--------	-------	------	--------

(2) 君ヶ畑	・大皇大明神	・金竜寺	・高松御所
---------	--------	------	-------

# 蛭谷・君ヶ畑はどっち？



# 蛭谷の資料展示館で保管されている氏子駈帳



江別茂井

公文所



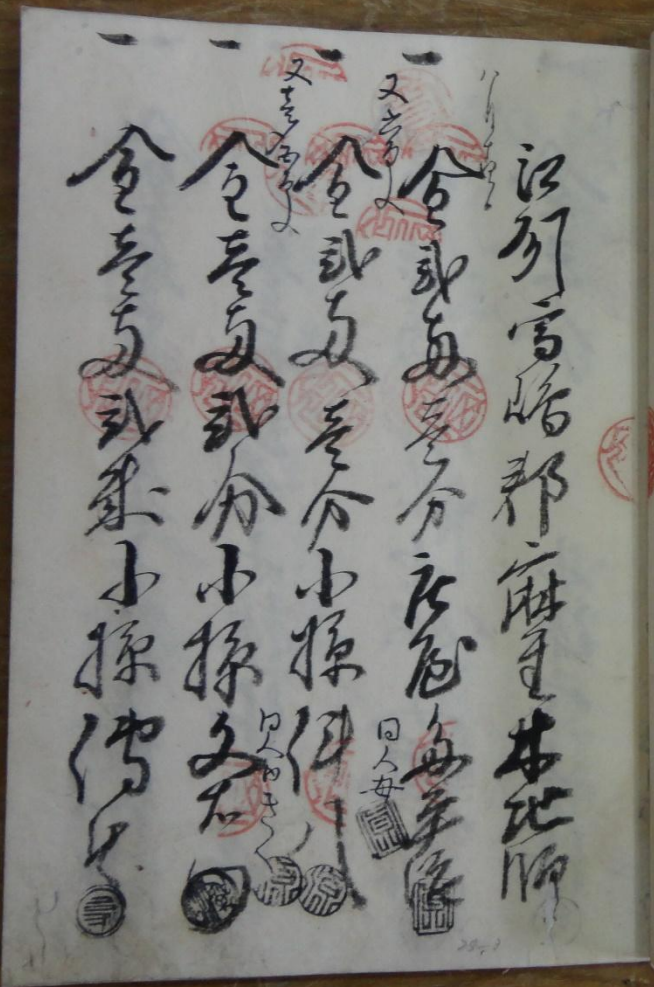
江別官路郡麻里井地所

合武每 又武每 又武每 又武每

合武每 又武每 又武每 又武每

合武每 又武每 又武每 又武每

合武每 又武每 又武每 又武每







第21号簿冊 文政13年(1830)氏子駟帳

越後国頸城郡高田領糸魚川在川西谷大所村木地師

越後國頭城郡高田領  
 糸魚川至川西谷大所村

鹿野

一音桐拾之 中村 小掃文 中村

一浪毛介下 氏子 日人

一浪毛介 中村 日人

一音銅拾之 中村 小掃文 中村

一浪毛介 氏子 日人

一音銅拾之 中村 小掃文 中村

一銀八下 氏子 同人

一音銅拾之 中村 小掃文 中村

# 「氏子駢帳」は移住の足跡を伝える貴重な資料

---

- (1) 「**蛭谷氏子駢帳**」 (32簿冊 筒井神社宝蔵庫)
  - ・ 正保4年(1647)～明治26年(1893)
- (2) 「**君ヶ畑氏子狩帳**」 (51簿冊 金竜寺保管庫)
  - ・ 元禄7年(1694)～明治26年(1893)

## (歴史資料の翻刻出版)

- ・ (1) 橋本鉄男著「木地屋の移住史」(1963) (**君が畑**)
- ・ (2) 杉本 寿著「木地氏支配制度の研究」(1972) (**蛭谷**)
- ・ (3) 永源寺町が町史編纂事業で**双方**を新編集して出版(2001)

永源寺町史として出版され  
た氏子駄帳の翻刻版



右 蛭谷の氏子駄帳  
左 君ヶ畑の氏子狩帳



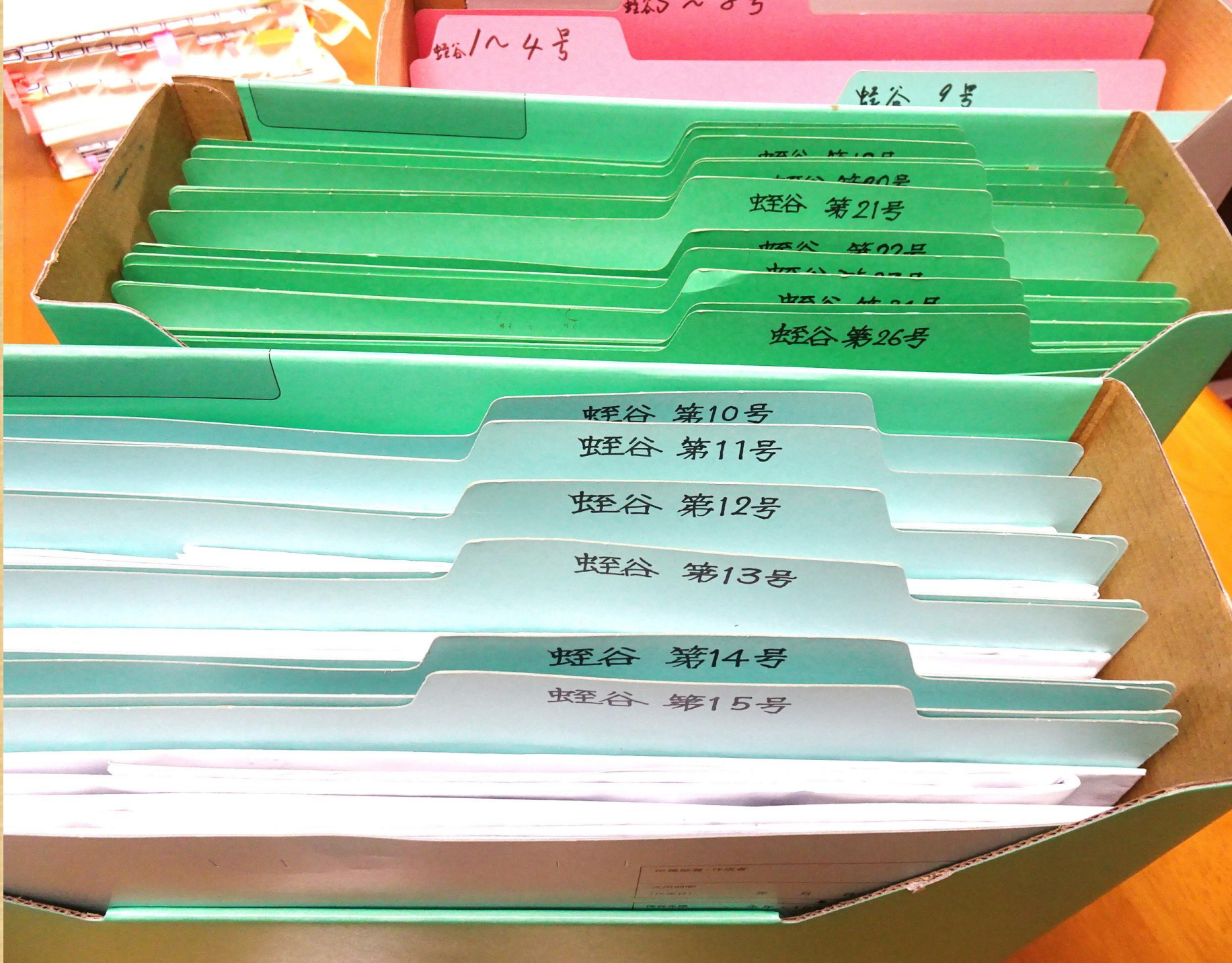
①

# 作業1

氏子駈の訪問地に整理番号を  
付けて地図上にマークする  
(訪問順につなぐ)

## 資料地図

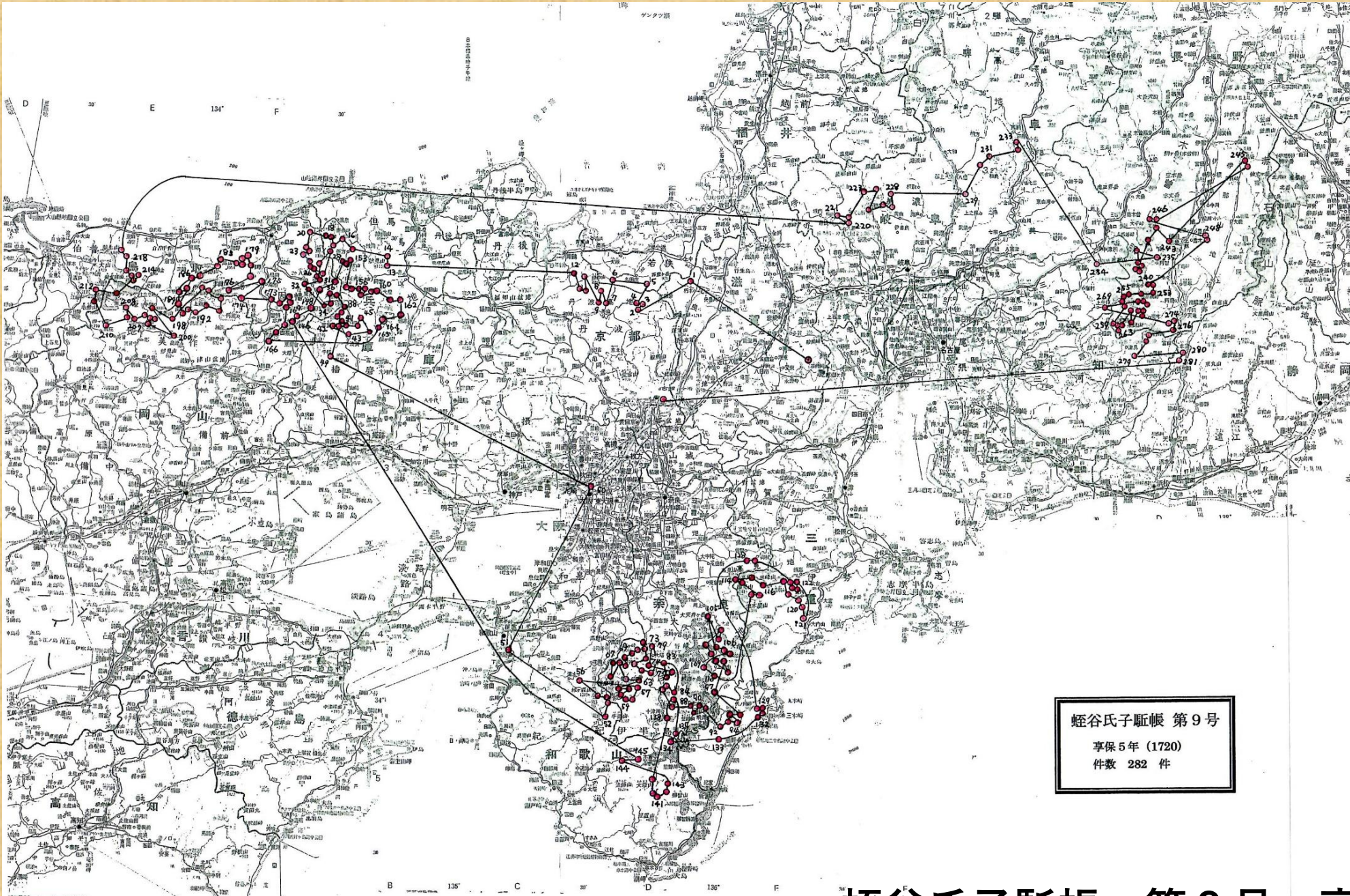




蛭谷氏子駈帳  
第一号～26号を地図化

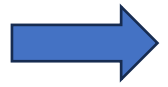
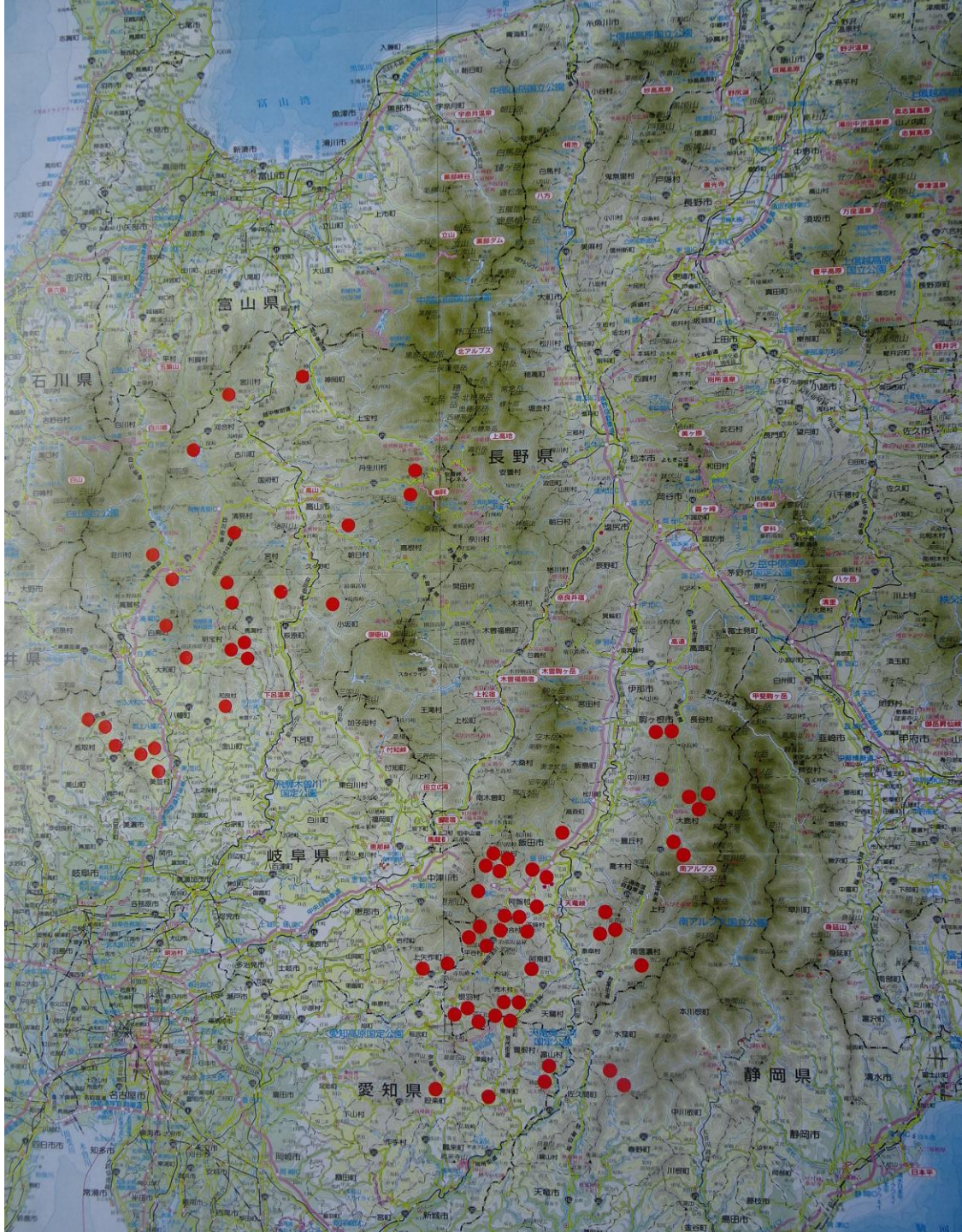
# 作業2

資料地図①をもとに日本列島広域  
地図にデータを落として木地屋の  
移住の全国的な広がり、推移を視  
覚化する。  
資料地図②

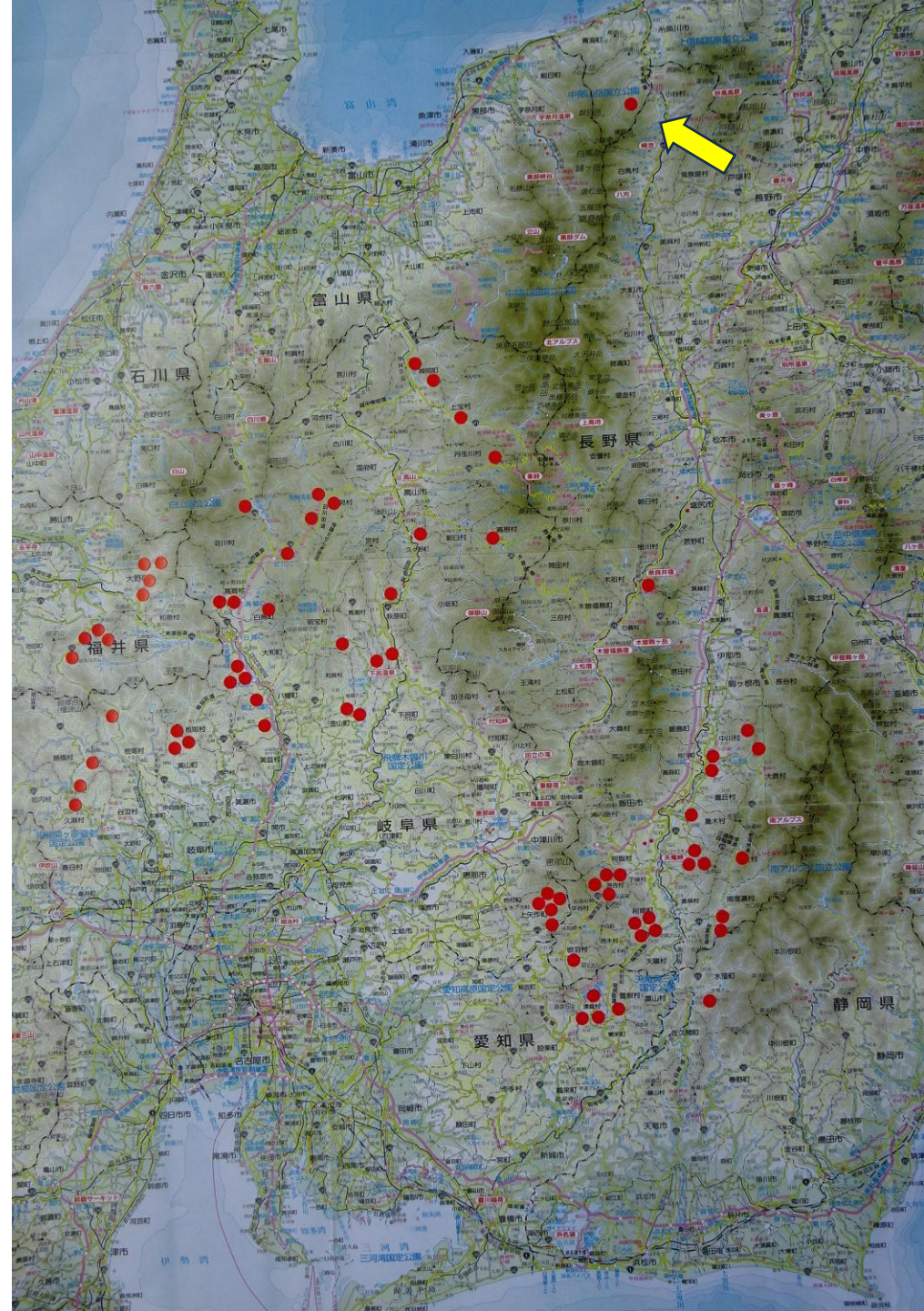


蛭谷氏子駈帳 第9号 享保5年(1720)

蛭谷  
氏子駈帳  
第13号  
(延享4年  
一七四七年)



蛭谷  
氏子駈帳  
第18号  
(寛政5年  
一七九三年)



# 文献によって木地屋の歴史を辿る (その2)

- 大所に入って以降の3世帯の木地屋の動き

【資料1の②、③、⑥】

→ そこから伺える彼らの生活は…

3世帯がそれぞれ分かれて移住を繰り返していた  
なぜか？

一緒に移住していたら山の木がすぐになくなる

## 儀兵衛、幸左エ門、弥助

この3世帯は大所に来住後、それぞれ別々に信越国境の山々へ移住して仕事をしていた。

### 移住地

儀兵衛（ヤジロ）・・・小滝村の②赤禿山  
幸左エ門（マエテ）・・・小谷村の④来馬  
弥助（ナカジマ）・・・白馬村の⑥青鬼山

### 旦那寺

今井の靈源寺  
来馬の常法寺  
来馬の常法寺



# 文献によって木地屋の歴史を辿る (その3)

## 笹ヶ峰移住の経過・・・【資料1の⑤】

高田呉服屋田原儀左衛門ト申者、御城下二椀屋ヲ  
始メタリ。就テハ木地師無クテハ不都合ナリトテ、我等  
方二来リ依頼ニ付、同十四年高田関川在杉ノ沢村内  
笹ヶ峰へ行ク。

→ 滝右衛門一家がまず笹ヶ峰へ

## 【資料1の⑦】「10年ノ年期ニテ住居シ・・・」

木地屋は自由に山に入っていたわけではなかった。

- ・旦那寺を決めて宗門人別を受け、
- ・村人との間に入山の年限を取り決めて、
- ・ろくろ一丁あたり、年間いくらかという金額を納めていた。

記録書は、小谷村八百平には10年の約束で入っていたことを示している

## 【資料1の⑧】

「御用木地挽」ト相ナリ、則チ「掛札」下サレ

笹ヶ峰では高田榊原藩お抱えの木地挽として仕事をして  
いた。

## 【資料1の⑭】

「木地挽御用札」所持シ・・・

笹ヶ峰から大所へ再び移住した時にも、この掛札を持って  
引っ越してきた。

【資料1の⑧】

資料館に展示されている札は、  
高田藩から出されたものと思われる

抱木地挽 夫喰米

国指定重要民俗文化財  
附木地屋文書他 No.2234  
扶食米札  
(三枚組)



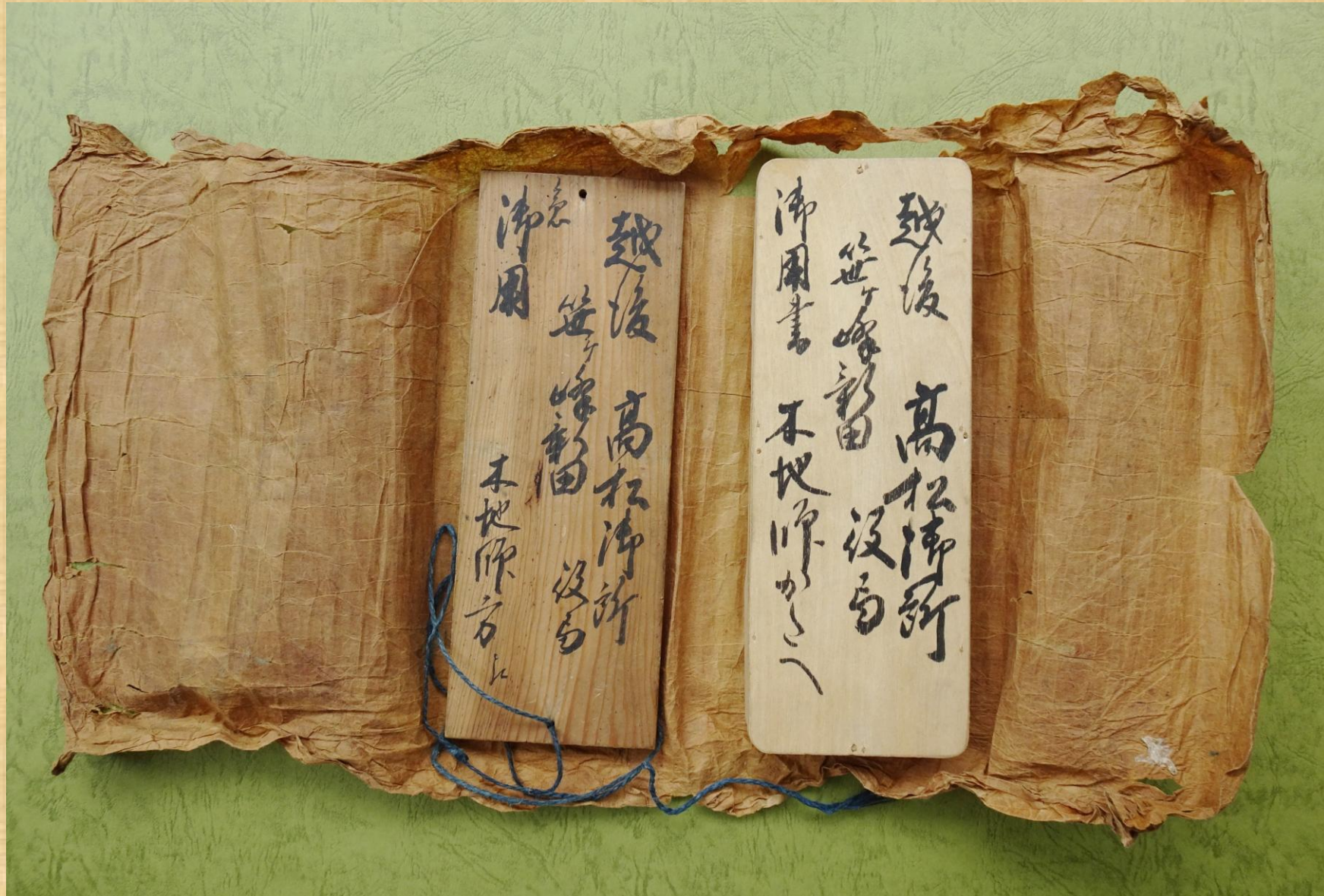
# 新たに確認された氏子かりの姿

- 資料館が所蔵する古文書の中に
- 高松御所(君ヶ畑)から笹ヶ峰木地師に宛てた文書が確認された。

今まで大所木地屋は蛭谷側に属する木地屋と考えられていたが、君ヶ畑とも接点があった。

?

# 高松御所から笹ヶ峰木地師へ届けられた文書箱



# 君ヶ畑からの書状

平書付致忍辱公相与  
今般木地傳文死之  
に旨請心也引旨付  
之北上茂子也越後守  
之知事旨付年木地  
之有忍辱公相与  
挿合之書邊後書  
日林之書邊後書  
難保之書邊後書  
之書邊後書  
君ヶ畑

動許院...

...

...

...

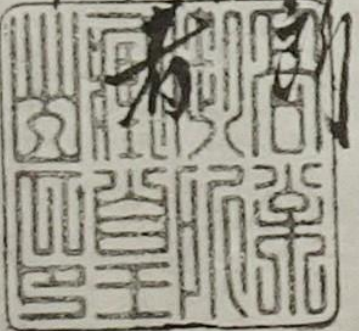
...

...

高松

...

...



...

...

...

## その書状に書かれていたのは……

(木地屋は)「木地荷の駄賃が他の売り荷と同じ駄賃を取られて大変困っている。」(何とかしてほしい)

これに対する君ヶ畑の神社の回答は……

「すでに承知のように木地師は朝廷からの綸旨、院宣を持っているのであるから、その威光をもって掛け合うことである」。(御綸旨の効力に頼れ！)

笹ヶ峰在住中の文政12年(1829)5月19日の日付

この経緯と符合すると思われるエピソードが  
「滝太郎記録書」に記されていた。……【資料1の⑨】

(藩主榊原侯より仰せがあって)

「木地師は由緒ある者と聞き及び、その書類を差し出すべき旨  
仰せられ候・・・御綸旨巻物免状等を差し上げ候所、ご覧の上」

「成程木地師ハ捨テ置キ難キ者ト仰セラレ候趣キ、  
御内々御下智コレ有リ、誠ニ有難キ次第ナリ」

(これこそが綸旨等の巻物に期待された効果ではなかったか。  
漂泊の生活を送っていた木地屋にとって、巻物は実用としての  
効果と同時に、心の支えとしての意味も大きかった。)

**大所木地屋は、蛭谷系か君ヶ畑系か？**

少し脇道にそれた話題

しかし重要！

しかも面白い！

(おさらい)

江戸時代を通じて滋賀県の山中にある2つの神社が、木地屋の支配をめぐる対立抗争の歴史を繰り広げていた。…… (橋本鉄男著『ろくろ』によって概要を示す。)

神道 吉田家

蛭谷村 (筒井神社)  
筒井公文所



神道 白川家

君ヶ畑村 (大皇大明神)  
高松御所

# 三州上津具村事件(白川一件・江戸公事)

文化元年(1804)年に奥三河の山村**上津具村**で起こった  
両派抗争の暴力事件。

(この地域には両派に属する木地屋が入り混じっていた。)

**蛭谷派**の根回しがあったところへ、君ヶ畑が後ろ盾とする**神道白川**  
**家の役人が巡廻**に回ったところ、自分たちは白川家の支配を受ける  
筋合いはない、と**拒否**。それに対して白川の役人は規則により**ろくろ**  
**を取り上げる**、という強硬な態度を取った。

その後**白川家の役人**は、信州**根羽村**の**名主方へ投宿**。そこへ上津  
具村から**蛭谷派**の木地師をはじめ百姓まで含めて二百人もの群衆  
が宿に押し寄せた。押し問答の末に**白川家の旗や掛札**を打ち破り、  
果ては名主の玄関を打ちこわし狼藉放題の大騒動となった。

# 長野県

## 2012

平成24年10月1日現在

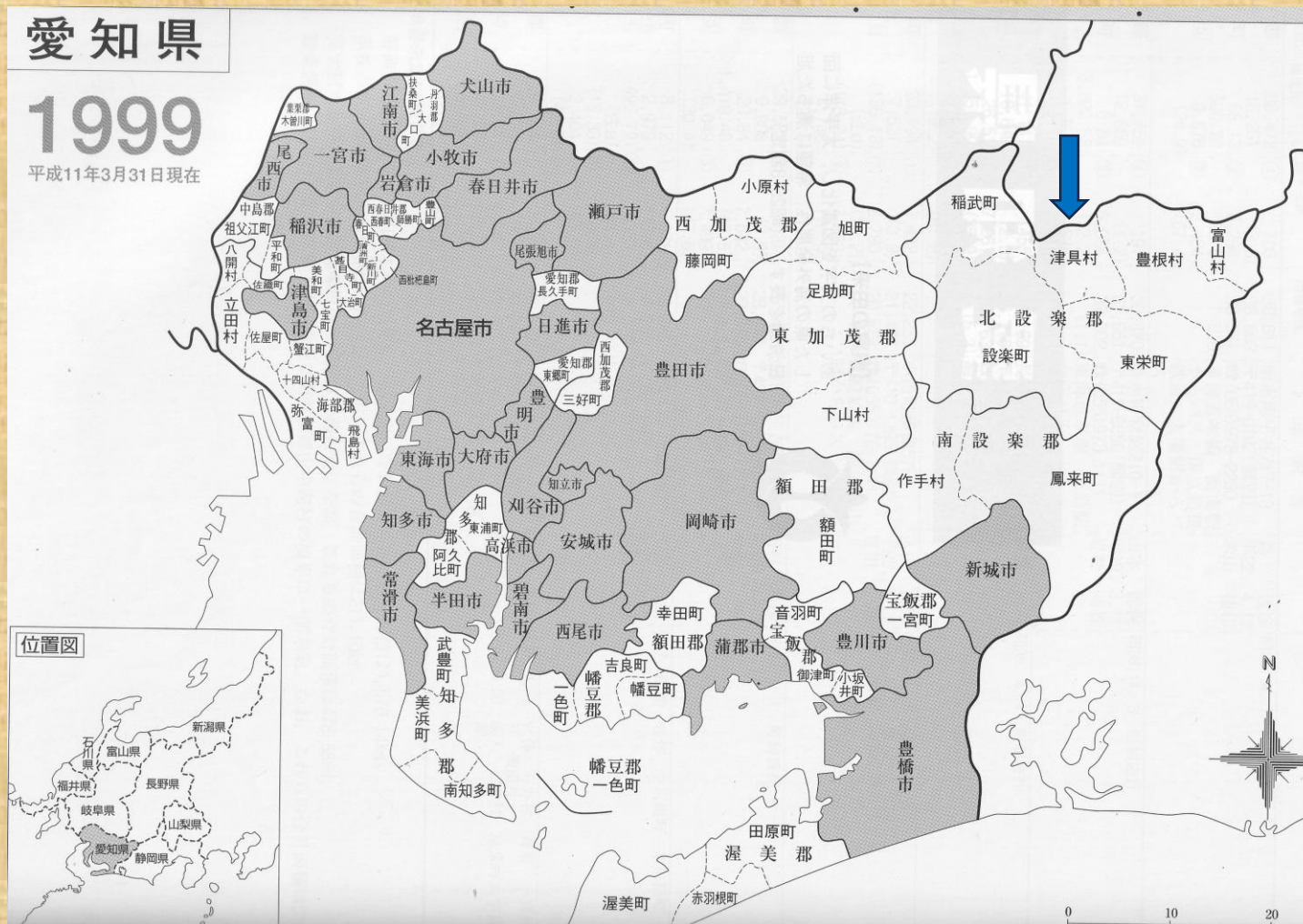


愛知県北設楽郡津具村(上津具村)(1999年・平成の合併前)  
長野県下伊那郡根羽村(2012年・平成の合併(2005)後)

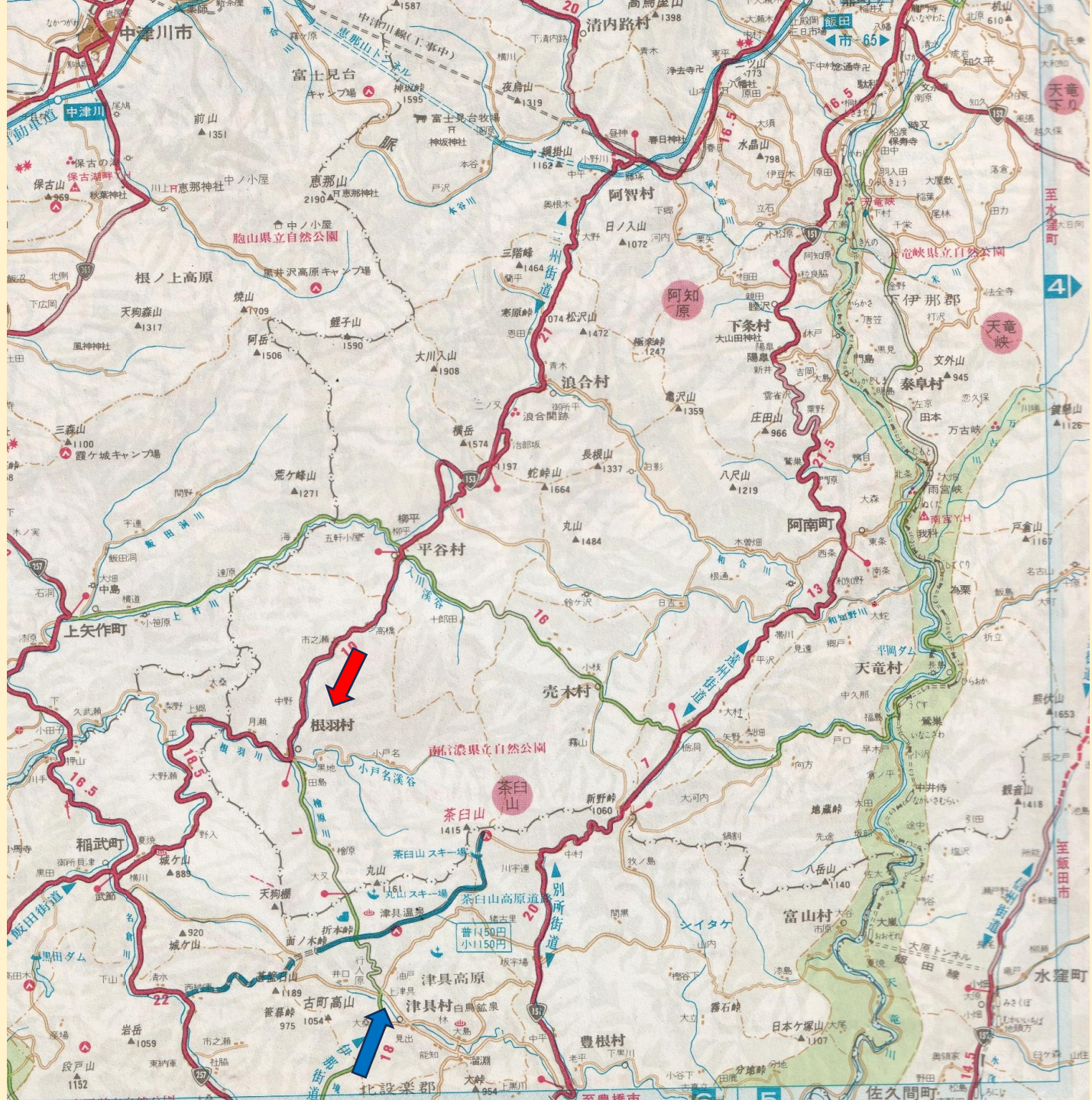
# 愛知県

## 1999

平成11年3月31日現在



# 三州上津具村事件 関係地図



上津具村

(愛知県北設楽郡設楽町)

根羽村

(長野県下伊那郡根羽村)

根羽村の役人の説得で狼藉は治まったが、**紋付提灯や支配の帳面・絵符**などを暴徒に取り上げられた君ヶ畑側は承服できずに**江戸の寺社奉行に訴えた。**

3年後の文化4年(1807)に寺社奉行所の**裁許状**が下り、  
一件落着となった。

**その裁許の内容は・・・**

- ・**君ヶ畑・蛭谷**は過去にも**対立**があり**領主から注意**されている。
- ・今後は君ヶ畑・蛭谷の両社中で**全国の木地師を支配**するように。
- ・**狼藉沙汰**を起こした者にはそれぞれ**罪状に**応じて処分する。

# 寺社奉行の裁許が下った後・・・どうなったか

君ヶ畑と蛭谷は協調して氏子駈に回ることにになった。

その協調期間は文化・文政期のみ。

➡ 笹ヶ峰文書はちょうど両神社の協調路線の  
文政12年(1829)の出来事

それ以後はまた別々に氏子駈を行うようになる。

協調路線の崩壊。対立関係が復活

## 【資料1の⑩】

……「楮を植え紙漉き致す」

- ・木地屋の人たちは、ここで紙漉きの技術を身に着ける

➔ 高田の紙問屋沖村理兵衛との関係

- ・大所定住後も自家用の紙を漉いていた。

漆器の販売台帳

漆器の包装紙・書付などに利用していた

## 【資料1の⑪】

……「年限至リ候へ共近辺ニ山モナシ、何国へ引越致スベキヤト心配致シ居ル」

良材を求めて山から山へ漂泊していた  
木地屋の姿が浮かぶ記述である。

## 【資料1の⑫】

……「飛州より連達チ来リ、尚縁者トモ相成親シキ中ニ候ヘバ、今更遠方ヘ別ルル事モ残念ナリ。」

## 【資料1の⑬】

……「彌々稼難成時ハ友々ニ何方ヘ参ル共、今一度笹ヶ峰ヘ来リ同居スベクト……」

漂泊の身の心細さと、仲間意識を窺うことができる

こうして文政7年(1824)木地屋は**笹ヶ峰に集結**した。

しかし現実には……

「山木モ切りツクシ、新田モ高山故ニ作物不熟ニシテ永續成シ難ク……」

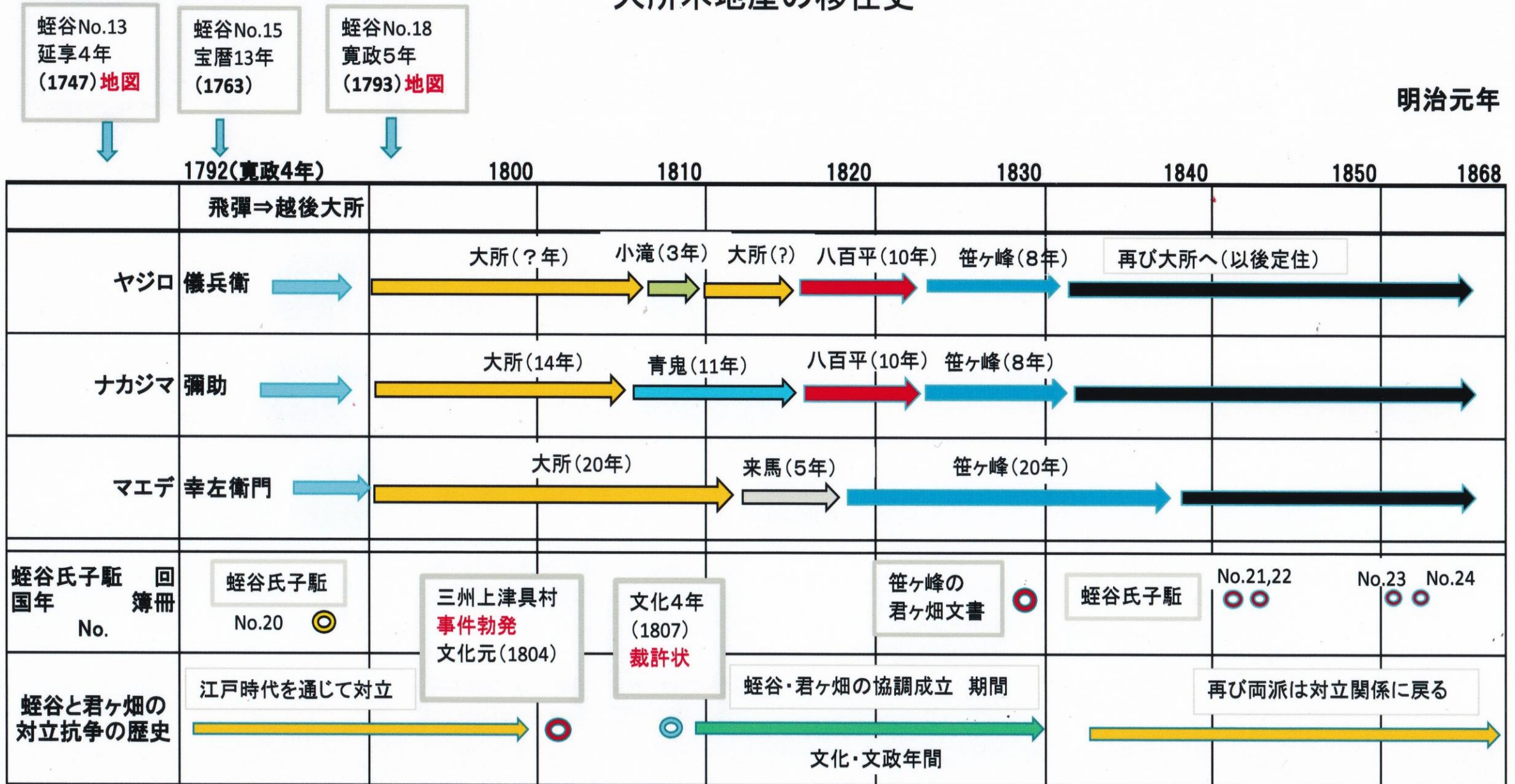
そこで高田の殿様は

「領分ノ内何レナリ共山木アル場所ヲ見立テ、木地職致ス様ニ被仰……」  
(滝太郎記録書)

天保2年(1831)に**4世帯**、6年後の天保8年(1837)に**1世帯**が大所に移り、**初めて定住の地**を得て木地屋集落を作った。

# 大所木地屋の移住史

明治元年



蛭谷No.13  
延享4年  
(1747)地図

蛭谷No.15  
宝暦13年  
(1763)

蛭谷No.18  
寛政5年  
(1793)地図

1792(寛政4年)

1800

1810

1820

1830

1840

1850

1868

飛彈⇒越後大所

ヤジロ

儀兵衛

ナカジマ

彌助

マエデ

幸左衛門

蛭谷氏子駈 回簿冊 No.

蛭谷氏子駈 No.20

三州上津具村 事件勃発 文化元(1804)

文化4年(1807) 裁許状

笹ヶ峰の 君ヶ畑文書

蛭谷氏子駈

No.21,22

No.23 No.24

蛭谷と君ヶ畑の 対立抗争の歴史

江戸時代を通じて対立

蛭谷・君ヶ畑の協調成立 期間

文化・文政年間

再び両派は対立関係に戻る

# なぜ滝右衛門の家だけが残ったのか？

## 【資料 1 の⑮】

拙家ニテモケ様ノ場所ニテ不都合ニ候ハ共、

抛ナク残り居リ、夫ヨリ「御サイ木山」モ相済ミ…

最初に入植した滝右衛門は、藩の薪木（サイ木）を切り出す仕事を年限を決めて請けていた。その期限が来るのを待って天保8年に、ようやく大所へ引っ越すことが出来た。他の家より遅れること6年だった。

乙見峠を経て小谷村に通じる



杉野沢・妙高方面



妙高高原笹ヶ峰牧場の一画に並ぶ木地屋の墓標

## まとめ

木器を使う文化の中心は東アジア = 木器文化圏

うるし

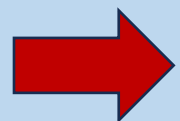
それは漆があったから(白木では「椀」にならない)

<

割りものでは食器の主流になれなかった

(大量生産できない)

ろくろ



轆轤があったから椀の文化が生まれた。

わん

## まとめ の まとめ…… **漆とろくろ**

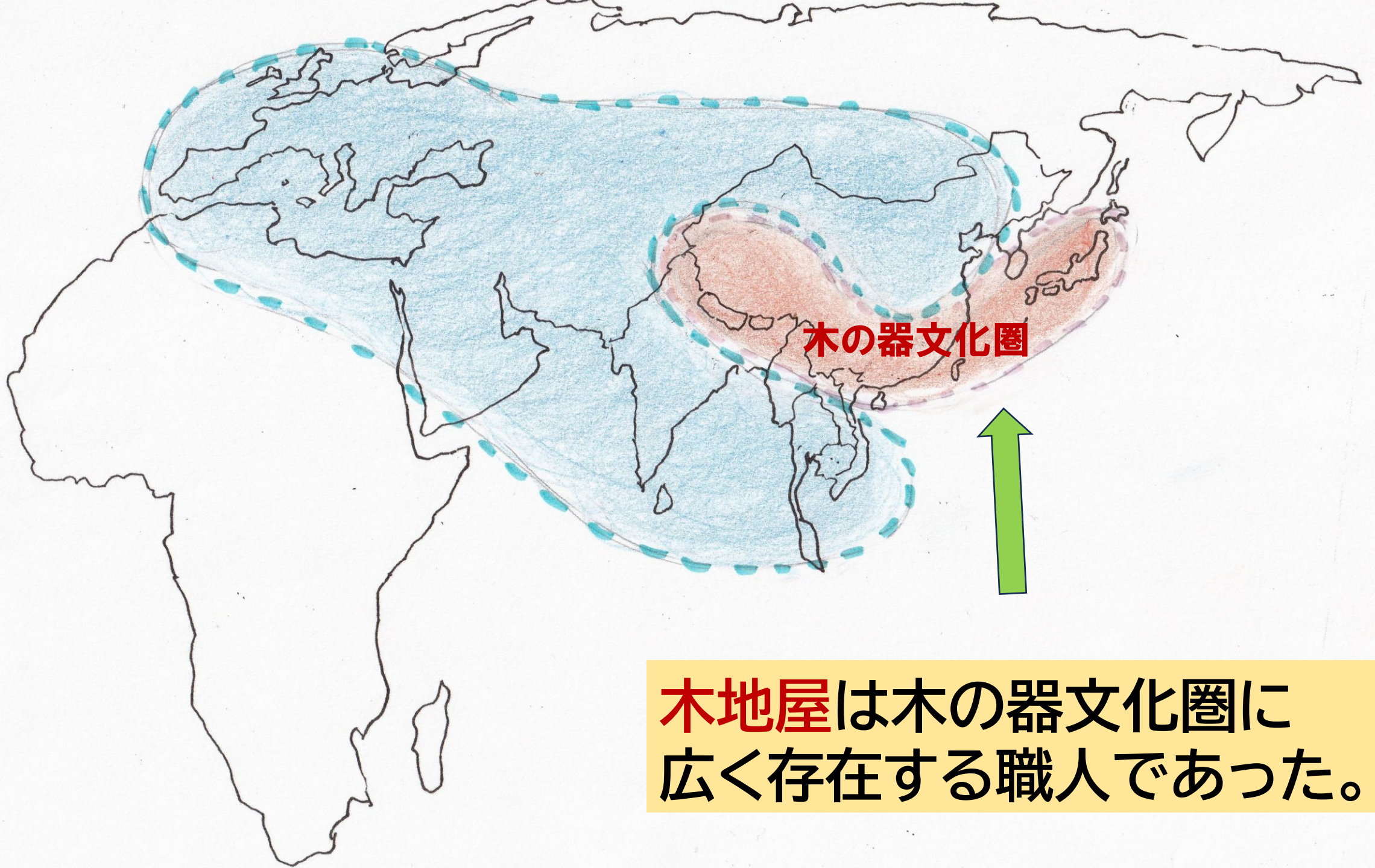
木の器は漆があって初めて実用の食器になる。

漆のあったところに、木の器の文化が生まれた。

木の器を美しい円形に成形し、量産するための

道具として**ろくろ**が考案され、その技術を生業とした

人たちが**木地屋**であった。



木の器文化圏

木地屋は木の器文化圏に  
広く存在する職人であった。

# 木地屋のなりわい



木地屋が紙漉きに  
使っていたフネ

資料館蔵

おわり

2026.5.30  
小椋裕樹